

患者等搬送事業者認定制度

○ 患者等搬送事業者認定制度について

患者等搬送事業者を認定するには、国土交通省の事業許可を取得している者を前提に、葉山町消防本部が認定します。

患者等搬送事業の内容は、救急車で搬送する傷病者と異なり、緊急性のない入退院や通院、福祉施設等への送迎手段を提供する事業です。

特に寝たきりの方や車いすの方で移動手段がない場合に、利用者が患者等搬送事業者へ申請し利用します。
※現在コロナウイルス感染症の陽性者搬送にも使用されています。また一次避難所から二次避難所へ避難する場合の手段としても考えられます。

○ 認定方法について、患者等搬送事業指導基準等（消防庁救急救助課長通知）に基づき、葉山町患者等搬送事業認定等に関する要綱（現在、作成中）を作成し認定します。

- ・乗務員の要件 18歳以上、消防機関が行う講習を修了した者等
- ・運行体制 1台につき基本2名以上の乗務員が業務を行う等
- ・患者等搬送用自動車 車いすやストレッチャーを確実に固定できる構造等
- ・積載資機材 呼吸管理資機材、ガーゼ、消毒資機材等（AED 任意）

○ 近隣市、同規模消防本部の「患者等搬送事業」実施状況

横須賀市消防局	実施あり	認定事業者	12事業者
鎌倉市消防本部	実施あり	認定事業者	3事業者
逗子市消防本部	実施あり	認定事業者	1事業者
大磯町消防本部	実施なし		
二宮町消防本部	実施なし		
愛川町消防本部	実施なし		

○ 消防機関が行う講習

患者等搬送乗務員基礎講習（認定を受ける際必要） 課目合計 24 時間の講習
患者等搬送乗務員定期講習（2年に1回） 課目合計 3 時間の講習

○ 令和5年度予算計上

消耗品	患者等搬送乗務員基礎テキスト	5,720 円		
	患者等搬送乗務員再講習テキスト	4,070 円	計	9,790 円
印刷製本費	患者等搬送事業者認定証及びシール	7,040 円	計	7,040 円
			合計	16,830 円

○ サービス料金（例：東京民間救急サービス）

運賃（距離又は時間）に介護料金加算

例：15 km 走行、1 時間以内利用の場合：運賃 6,800 円に介護料金 3,000 円で 9,800 円

○ 外部への周知方法 ホームページ掲載、広報葉山掲載（救急の日9月号予定）

○ 令和5年 月 日から実施予定